平成２３年（フ）第１１３号
京都市北区平野鳥居前町54番地２　北野ハイツ204
債務者　南　　和孝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
京都市山科区椥辻池尻町41番地３　コーポ陽光205
債務者　中野小百合
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
京都市左京区吉田上阿達町26番地　加藤繁雄方
債務者　青木　祐子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県西宮市甲子園町10番６号　セラ甲子園Ｆ号
債務者　中山千佐都
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３８号
広島県呉市東鹿田町７番36号
債務者　杉原　智子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第６号
広島県呉市広大新開２丁目12番６号
債務者　豊増トヨ子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４号
広島県江田島市大柿町柿浦682番地３
債務者　山根　誠治
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５５２号
徳島県板野郡松茂町中喜来福有開拓64番地７
債務者　野口久美子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７号
沖縄県石垣市字石垣102番地
債務者　大濵用哲郎
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第８号
沖縄県石垣市字新川2293番地　カンセイホーム東224号謝敷方
債務者　栗原　琴美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２２年（フ）第５３２号
兵庫県川西市美園町３番６号
債務者　木村　隆弘
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３０号
兵庫県宝塚市中野町17番２号、前住所兵庫県宝塚市鹿塩１丁目253番地の４
債務者　寺西眞由美
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３２号
兵庫県伊丹市野間２丁目１番30―103号
債務者　渡辺　光子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３５号
兵庫県宝塚市鹿塩２丁目６番５号　ラスター仁川Ⅰ102号
債務者　上松　　正
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３８号
宝塚市伊子志４丁目７番35―407号
債務者　川崎　聖太
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県伊丹市荻野５丁目202番地　長楽園第２マンション102号、前住所兵庫県川西市西多田２丁目32番12号
債務者　津田　眞千
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第４０号
兵庫県川西市錦松台15番25号
債務者　池上　典子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
神戸地方裁判所伊丹支部